

旭川医科大学研究者教育講習 e ラーニング  
データベースシステムの共同利用に関する手順書

(作成 : 2020 年 3 月 10 日 版数 第 1 版)

(改訂 : 2023 年 4 月 1 日 版数 第 2 版)

(目的)

第1条 この手順書は、旭川医科大学研究者教育講習 e ラーニングのために導入したデータベースシステム（以下「データベースシステム」という。）は、汎用性が高く、他の業務での利用が可能なことから、旭川医科大学教職員による共同利用に供するものとし、利用方法及び管理運用に関し必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2条 旭川医科大学（以下「本学」という。）にデータベースシステム管理責任者（以下、「管理責任者」という。）を置き、臨床研究支援センター長（以下「センター長」という。）をもって充てる。

2 管理責任者は、データベースシステムの管理及び運用を総括する。

(運用責任者)

第3条 本学にデータベースシステム運用責任者（以下、「運用責任者」という。）を置き、研究支援課長をもって充てる。

2 運用責任者は、データベースシステムの適切な管理及び運用を図るとともに、管理及び運用上、安全性等に問題が生じた場合は、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

(運用担当者)

第4条 本学にデータベースシステム運用担当者（以下、「運用担当者」という。）を置き、運用責任者が指名する者をもって充てる。

2 運用担当者は、運用責任者から、運用方法及び安全性等の確保について説明を受け、これを遵守しなければならない。

3 運用担当者は、安全性等の問題点を発見した場合は、直ちに運用責任者に報告しなければならない。

(利用対象者)

第5条 データベースシステムの利用対象者は、本学役員及び教職員とする。

(利用者の遵守事項)

第6条 第8条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) データベースシステムの運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと。
- (2) 第9の定めに従って、ID及びパスワードを管理すること。
- (3) データベースシステムの使用方法について不明な点がある場合は、運用担当者ではなく、データベースシステムの間合せ窓口に直接問合せること。
- (4) その他センター長が別に定める事項

(利用の申請)

第7条 各講座・学科目、各センター、各診療科及び病院各部（室）及びセンターの長並びに事務局各部、各課の長は、データベースシステムを利用しようとする場合、別紙の利用申請書により、利用申請するものとする。

(利用の承認)

第 8 条 運用責任者は、第 7 の規定により申請があった者について適当と認めるときは、運用担当者に、申請があったデータベースを作成し、管理権限を設定したユーザ ID 及びパスワードを発行させるものとする。

(利用の終了)

第 9 条 利用者は、データベースシステムの利用が不要となったときは、速やかにデータベースシステム上で該当するデータベースを削除しなければならない。但し、データベースシステム運用上必要な場合は、運用担当者が、利用者に通知の上、削除することができる。

(ユーザ ID 及びパスワードの管理責任)

第 10 条 利用者は、自己のユーザ ID 及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとする。

(利用の取消又は制限)

第 11 条 管理責任者は、利用者がこの手順書の定めに違反した場合は、データベースシステムの利用の承認を取り消し、又は制限することができる。

(サービスの一時的な中断)

第 12 条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく一時的にデータベースシステムを中断することができる。

- (1) データベースシステム設備等の保守を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) 火災、停電、地震等によりデータベースシステムのサービス提供ができなくなった場合。
- (3) その他、センター長がデータベースシステムの一時的な中断が必要と判断した場合。

(経費の負担)

第 13 条 共同利用によりデータベースシステムの月次利用料金が発生する場合は、運用責任者は、該当する費用を算出し、利用者に請求するものとする。但し、データベースシステムの月次利用料金は、データ数の範囲により定められており、当月に利用されていたデータベース毎に最大データ数になった際のデータ数の合計により算出されるため、研究者教育講習 e ラーニングでの利用データ数に余剰があり、月次利用料金の増加がない限り、利用者は、データベースシステムの利用について、利用料を負担しなくてもよいこととする。

(庶務)

第 14 条 この手順書に定めるデータベースシステムに係る庶務は、研究支援課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この手順書に定めるものの他、データベースシステムの利用及び管理運用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(別紙) ※利用期間開始日の2週間前までに提出してください。

旭川医科大学研究者教育講習 eラーニングデータベースシステム利用申請書

年 月 日

臨床研究支援センター長 殿

利用者所属長・職・氏名

旭川医科大学研究者教育講習 eラーニングデータベースの利用について、下記のとおり申請します。

なお、利用にあたっては旭川医科大学研究者教育講習 eラーニングデータベースシステムの共同利用に関する手順書を遵守します。

記

1. 利用者所属・職・氏名	
2. メールアドレス	
3. データベース名称	
4. データベースの用途	<input type="checkbox"/> 講演会等イベントの申込受付 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5. 利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
6. データ数	件 (上限・見込)

添付資料  用途に関する資料 (パンフレット、企画書等)

年 月 日

利用者所属長・職・氏名

殿

臨床研究支援センター長

上記の利用申請について承諾します。ログイン名とパスワードは別途データベースシステムから通知します。

なお、本データベースシステムは、当月に利用されていたデータベース毎に最大データ数になった際のデータ数の合計により月次利用料金が算出されるため、本来の利用目的である研究者講習 eラーニングのデータ数との差の中に、利用データ数が収まる場合、利用料金の発生はありません。

但し、本データベースの利用により月次利用料金の増加があった場合は、その分の負担を求めますので、予めご了承ください。なお、恒常的に使用する場合は、別途ご相談ください。

記

1. データベース名称	
2. ログイン URL	<a href="https://krs.bz/amu-el/login">https://krs.bz/amu-el/login</a>

【本件担当】研究支援課研究企画係

e-mail: rs-kp.g@asahikawa-med.ac.jp